

進めています、木造住宅の耐震化。

要 旨

令和6年能登半島地震後、住宅の耐震化に関する問い合わせが増えています。この機会に住宅耐震化に関する正しい情報を周知し、耐震診断の大切さについて改めて啓発するとともに、補助等の申請増加に応えられるよう来年度予算を増額するなど、木造住宅の耐震化に向けた取組を進めています。

概 要

●住宅の耐震化の目標と現状

目標:令和7年度末までに耐震化率 95.0%

現状:令和元年度末時点で耐震化率 89.0%(H30住宅・土地統計調査による)

●能登半島地震後の問い合わせ状況

無料耐震診断の申込み 月平均 約9件 → 令和6年1月は約60件

※住宅の耐震化への意識が高まっていることが伺えます。

このような中、耐震化率の目標達成に向け、以下の取組を進めています。(詳細は別紙)

①耐震診断の大切さを周知

- ・公式SNSや広報紙で無料の耐震診断を案内
- ・無料診断の対象となる全戸に申込書を同封したダイレクトメールを送付(年度内に)

②令和6年度予算で事業費を増額

- ・耐震診断実施後の選択肢となる「耐震補強工事」若しくは「除却工事」に対する支援のため、補助金の予算を増額

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 まちづくり指導課
直通:055-934-4885

進めています、木造住宅の耐震化。

都市計画部まちづくり指導課

令和6年能登半島地震では、多くの木造家屋に倒壊等の被害が発生したと報告されています。大切な財産や命を守るためにも住宅の耐震化は重要です。

沼津市では、静岡県が進める木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）-0」と連携し、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅を対象に無料耐震診断の実施や補強工事に対する補助などを進めています。

●沼津市の耐震化の現状

目標	現状
令和7年度末までに 95.0%	令和元年度末 (※H30住宅・土地統計調査より) 89.0% (※非耐震の木造住宅 7,605戸)

(※住宅・土地統計調査は5年ごとに実施。令和5年度の調査結果は本年公表)

目標の達成に向けて、無料耐震診断の対象となる全戸へのダイレクトメールの送付や、静岡県建築士会と連携し「静岡県耐震診断補強相談士」による戸別訪問のほか、広報紙やSNSを使って事業の周知や啓発を行ってきました。

●目標達成に向けて

①耐震診断の大切さを周知します。

令和5年は月平均9件程度で推移していた無料耐震診断の申し込みが、令和6年能登半島地震後、1ヶ月で59件(1/26時点)と6倍以上の申し込み実績となっており、市民の住宅耐震化への意識が高まっていることが伺えます。

このような状況の中で、耐震化に向けた正しい情報を周知する必要があるため、今年度中に、無料診断の対象となる全戸に対し申込チラシを同封したダイレクトメールを送付するほか、「広報ぬまづ」3月1日号で半ページの特集を掲載するなど全世帯に対して周知を行ってまいります。

②令和6年度予算を増額します。

無料の耐震診断の申込件数が増加していることを受け、診断実施後の選択肢として考えられる「耐震補強工事」または「除却工事」に対する補助を進めるため、令和6年度は当該事業費を増額して、市として木造住宅の耐震化を全面的に支援してまいります。

木造住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

木造住宅
の場合



平成28年4月熊本地震で倒壊した木造住宅の写真です

まず診断！

1 住まいの耐震診断

希望者へ
「耐震診断補強相談士」を派遣し、
無料で木造住宅の耐震診断を行います。

お申し込み

まちづくり指導課 窓口 または
電話 ☎055-934-4762 まで



無料

補強が必要だとわかったら

2 補強計画の作成及び補強工事の実施

事前の申請
が必要です

木造住宅の補強計画作成及び耐震補強工事にかかる費用を、
一般世帯は最大100万円、高齢者世帯等は最大120万円まで補助します。



補助金

最大
1,000,000円
(1,200,000円)

※家具の固定等の在宅避難に
関する条件を満たした場合、
さらに15万円の上乗せあり。

木造住宅以外

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅以外の建築物

木造住宅
以外
の場合



平成28年4月熊本地震で倒壊した非木造の住宅・非住宅の写真です

1 耐震診断の実施

事前の申請が
必要です

木造住宅以外の建築物に対し
耐震診断費用の一部を補助します。



補助金

- 戸建て住宅
基準額(134,000円)と
事業経費を比較し少ない額の2/3以内。
- 住宅以外(マンションを含む)
基準額と事業経費を比較し少ない額の2/3以内

2 補強計画の作成

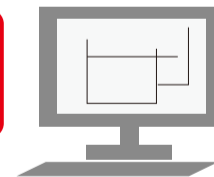
事前の申請
が必要です

特定既存耐震不適格建築物※1及び
マンションの補強計画作成に対する費用の
一部を補助します。

※1 多数の方が利用する建築物であることなど、用途・規模に制限があります。

補助金

基準額と事業経費を
比較し
少ない額の2/3以内



3 補強工事の実施

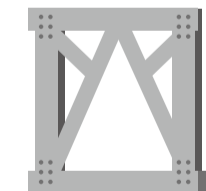
事前の申請
が必要です

特定既存耐震不適格建築物※1及び
マンションの補強工事に対する費用の
一部を補助します。

※1 多数の方が利用する建築物であることなど、用途・規模に制限があります。

補助金

基準額と事業経費を
比較し
少ない額の23%



耐震基準は昭和56年6月に大幅改正されました。

改正以前に建てられた建築物は大地震に対する強度が不足しており倒壊の危険性が高いとされています。大地震は突然起こります。命、財産を守るために、補助制度を活用し、耐震診断・耐震補強を行いましょう。